

令和 2 年度

定期監査及び行政監査報告書

令和 2 年 1 1 月

雲仙市監査委員

## 目 次

I	監査の種別	1
II	監査のテーマ	1
III	監査の目的	1
IV	監査の対象	1
V	監査実施期間	1
VI	監査実施場所	1
VII	監査の方法	1
VIII	監査の主な着眼点	2
IX	収入未済額及び不納欠損額の状況	2
X	公債権・私債権の管理	4
1	督促の根拠規定	5
2	督促手数料・延滞金と遅延損害金	5
3	滞納処分等の法的措置	5
4	消滅時効	6
XI	監査の結果	7
1	債権管理体制について	7
2	滞納整理について	7
(1)	債権管理システムについて	7
(2)	債権管理台帳の整備について	8
(3)	税外収入金徴収職員証の携帯について	8
3	督促について	8
4	延滞金及び遅延損害金について	10
5	不納欠損について	11
XII	まとめ	12
	監査資料 「債権管理調査一覧表」	15

# 令和2年度定期監査及び行政監査報告書

## I 監査の種別

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

## II 監査のテーマ

「債権管理について」

## III 監査の目的

地方自治体における収入未済額の回収など債権の適正管理は、市民負担の公平性や歳入確保の観点からも重要な課題となっている。

本市においては、昨年7月16日に債権管理条例が施行され、私債権に係る強制執行及び債権放棄等の取り扱いが共有されたことにより、不納欠損額が前年に比し大幅に増加している状況であることから、本条例はもとより関係法令等に基づき公平性が効率性に配慮した適正な債権管理が行われているか検証することを目的に監査を実施した。

## IV 監査の対象

令和元年度における一般会計、特別会計及び企業会計の決算に基づき、収入未済額及び不納欠損額を計上している債権を対象とした。

なお、繰越財源である国庫支出金及び県支出金について対象外とした。

## V 監査実施期間

令和2年8月28日から令和2年11月20日まで

## VI 監査実施場所

吾妻庁舎3階監査委員室及び千々石庁舎3階会議室

## VII 監査の方法

監査対象部局に関係書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、10月6日（火）～10月7日（水）の2日間、担当職員のヒアリング（説明聴取）を行った。

## VIII 監査の主な着眼点

監査に当っては、主に次の事項を着眼点とした。

- (1) 債権管理体制は適切か。
- (2) 債権管理台帳には、滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録されているか。
- (3) 督促、催告等は適正に行われているか。
- (4) 長期的な延滞債権について、財産調査を実施しているか。
- (5) 滞納処分・強制執行手続きを実施しているか。
- (6) 不納欠損処分は、適正に行われているか。

## IX 収入未済額及び不納欠損額の状況

令和元年度決算における収入未済額（国・県支出金は除く）については、一般会計で264,396千円、前年度に比して123,311千円（31.8%）の減少となっている。

収入未済額の主なものは、固定資産税152,403千円、市民税38,882千円、生活保護費返還金40,361千円、住宅使用料13,694千円である。

特別会計については、228,613千円、前年度に比して56,155千円（19.7%）の減となっており、収入未済額の主なものは、国民健康保険税224,333千円、下水道使用料2,256千円、後期高齢者医療保険料939千円である。

水道事業会計については、水道使用料の31,780千円、前年度に比して4,892千円（13.3%）の減となっている。

また、不納欠損額は、一般会計で130,640千円、前年度に比して112,877千円（635.5%）の大幅な増となっており、主なものとして、固定資産税122,234千円、個人市民税4,465千円で、軽自動車税を含めた市税に係る不納欠損額が一般会計における不納欠損額の97.7%とほとんどを占めている状況である。

特別会計における不納欠損額は、40,438千円、前年度に比して27,822千円（220.5%）の大幅な増となっており、主なものとして国民健康保険税が33,101千円、下水道使用料6,865千円となっている。

水道事業会計については、令和元年度における不納欠損処分は無かった。

不納欠損額・収入未済額明細

【一般会計(A)】

(単位:千円、%)

債権名	年度	平成30年度				令和元年度				
		不納欠損額	収入未済額			不納欠損額	収入未済額			対前年比
			現年度分	過年度分	計		現年度分	過年度分	計	
市民税	個人	1,901	12,040	37,021	49,061	4,465	8,601	29,917	38,518	△ 21.5
市民税	法人	233	155	313	468	0	100	264	364	△ 22.2
固定資産税		14,824	29,148	242,149	271,297	122,234	33,930	118,473	152,403	△ 43.8
軽自動車税		472	2,161	4,914	7,075	903	1,413	4,465	5,878	△ 16.9
入湯税		0	0	600	600	0	0	1,223	1,223	103.8
老人ホーム入所者負担金		0	345	581	926	0	381	656	1,037	12.0
生活支援ハウス入所者負担金		0	33	0	33	0	21	0	21	△ 36.4
私立保育所等保護者負担金		0	1,375	5,756	7,131	0	641	4,393	5,034	△ 29.4
給食費保護者負担金		0	0	2,874	2,874	1,083	0	1,692	1,692	△ 41.1
行政財産目的外使用料		0	0	0	0	0	24	0	24	皆増
住宅使用料		0	895	13,262	14,157	0	961	12,733	13,694	△ 3.3
駐車場使用料		0	34	726	760	0	38	656	694	△ 8.7
市有地貸付収入		0	8	570	578	0	100	573	673	16.4
市有建物貸付収入		0	0	78	78	0	0	78	78	0.0
災害援護資金貸付金元利収入		0	0	387	387	0	0	267	267	△ 31.0
市営住宅共益費		0	494	0	494	0	472	0	472	△ 4.5
生活保護費返還金		333	5,741	23,188	28,929	1,401	14,314	26,047	40,361	39.5
漁業就業者確保育成対策事業費補助金返還金		0	0	0	0	0	600	0	600	皆増
バスターミナル分雑入		0	0	60	60	0	0	60	60	0.0
就学援助費返還金		0	0	46	46	0	0	46	46	0.0
福祉医療費過払返還金		0	0	66	66	0	0	55	55	△ 16.7
児童扶養手当過払返還金		0	0	894	894	0	0	687	687	△ 23.2
児童手当過払返還金		0	0	580	580	0	0	515	515	△ 11.2
農林水産業施設災害復旧事業分担金		0	0	203	203	0	0	0	0	皆減
保育対策等促進事業費過払返還金		0	0	456	456	0	0	0	0	皆減
障害者自立支援給付費返還金		0	0	553	553	553	0	0	0	皆減
障害児自立支援給付費過払返還金・督促手数料		0	0	1	1	1	0	0	0	皆減
計		17,763	52,429	335,278	387,707	130,640	61,596	202,800	264,396	△ 31.8

【特別会計・公営企業会計(B)】

(単位:千円、%)

債権名	年度	平成30年度				令和元年度				
		不納欠損額	収入未済額			不納欠損額	収入未済額			対前年比
			現年度分	過年度分	計		現年度分	過年度分	計	
国民健康保険税		12,285	46,904	228,613	275,517	33,101	30,440	193,893	224,333	△ 18.6
国民健康保険税督促手数料		0	0	0	0	0	1	0	1	皆増
国民健康保険一般被保険者返納金		0	288	0	288	0	203	0	203	△ 29.5
後期高齢者医療保険料		306	1,214	0	1,214	472	939	0	939	△ 22.7
農業集落排水分担金		0	0	0	0	0	200	0	200	皆増
下水道使用料		25	112	7,544	7,656	6,865	1,873	383	2,256	△ 70.5
農業集落排水使用料		0	42	51	93	0	622	32	654	603.2
小規模集合配水使用料		0	0	0	0	0	5	0	5	皆増
浄化槽使用料		0	0	0	0	0	22	0	22	皆増
特別会計 計		12,616	48,560	236,208	284,768	40,438	34,305	194,308	228,613	△ 19.7
水道使用料		0	11,482	25,190	36,672	0	6,851	24,929	31,780	△ 13.3

【不納欠損額・収入未済額合計(A)+(B)】

(単位:千円、%)

債権名	年度	平成30年度				令和元年度				
		不納欠損額	収入未済額			不納欠損額	収入未済額			対前年比
			現年度分	過年度分	計		現年度分	過年度分	計	
計		30,379	112,471	596,676	709,147	171,078	102,752	422,037	524,789	△ 26.0

## X 公債権・私債権の管理

地方公共団体における債権は、地方自治法第240条第1項により「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と規定される金銭債権である。

その債権を大きく区分すると、公法上の原因に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因に基づいて発生する「私債権」とに区分される。

さらに、公債権は、滞納が発生した場合、地方税の滞納処分の例により強制徴収ができる「強制徴収公債権」と滞納処分ができない「非強制徴収公債権」に区分され、「非強制徴収公債権」は、「私債権」と同様に裁判所による強制執行等を行うことになる。

債権の種類と主な違い

区分	公法上の債権		私法上の債権	
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権	
債権の範囲	地方税	分担金、加入金、過料等法律で強制徴収に関して定めのある使用料、その他地方公共団体の歳入	法律で強制徴収に関して定めのない使用料、手数料等	両当事者の合意に基づき発生する債権 水道使用料、各種貸付金等
監査対象債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税</li> <li>・固定資産税</li> <li>・軽自動車税</li> <li>・国民健康保険税</li> <li>・入湯税</li> <li>・後期高齢者医療保険料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等保護者負担金</li> <li>・農業集落排水分担金</li> <li>・下水道使用料(公共下水道)</li> <li>・生活保護法第79条徴収金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人ホーム入所者負担金</li> <li>・生活支援ハウス入所者負担金</li> <li>・福祉医療費過払返還金</li> <li>・児童扶養手当過払返還金</li> <li>・児童手当過払返還金</li> <li>・国民健康保険一般被保険者返納金</li> <li>・障害児自立支援給付費過払返還金、督促手数料</li> <li>・農業集落排水使用料</li> <li>・小規模集合配水使用料</li> <li>・浄化槽使用料</li> <li>・生活保護法第63条返還金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害援護資金貸付金元利収入</li> <li>・市営住宅使用料</li> <li>・市営住宅駐車場使用料、共益費</li> <li>・市有地貸付収入</li> <li>・市有地(建物)貸付収入</li> <li>・バスターミナル分雑入</li> <li>・漁業就業者確保育成対策事業費補助金返還金</li> <li>・給食費保護者負担金</li> <li>・就学援助費返還金</li> <li>・水道使用料</li> </ul>
発生の原因	賦課決定など公法上の原因に基づいて発生		契約など私法上の原因に基づいて発生	
督促手数料	条例に基づき徴収できる		徴収できない	
延滞金 遅延損害金	個別法・条例に基づき延滞金を徴収できる		民法に基づき法定利率により遅延損害金を徴収できる。または、条例・個別契約に定めがあれば徴収可能。	
財産調査の権限	財産調査の権限あり	財産調査の権限なし		
滞納処分	自力執行権あり 滞納処分により強制徴収が可能	自力執行権なし 民事執行手続きによる強制執行等が必要		
時効期間	5年(後期高齢者医療保険料は2年)		民法等による	
不納欠損	時効が完成すれば、援用を要せず債権は消滅		時効が完成しても債務者から援用の申出がなければ債権は消滅しない	

## 1 督促の根拠規定

公債権の督促の根拠規定は、地方自治法第231条の3第1項であるが、私債権の場合は、地方自治法施行令第171条となる。

地方自治法第231条の3第1項 <公債権>

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

地方自治法施行令第171条 <私債権>

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

## 2 督促手数料・延滞金と遅延損害金

公債権の場合、条例に基づき督促手数料・延滞金を徴収できるが、私債権の場合は、民法により条例で定めた上で遅延損害金を請求できる。

地方自治法第231条の3第2項 <公債権>

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

民法第419条第1項 <私債権>

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

民法第404条

利息を生ずべき債権について、別段の意思表示がないときは、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

## 3 滞納処分等の法的措置

公債権のうち、強制徴収公債権は自力執行権を有しており、地方税の滞納処分の例に従い強制徴収できる。また、財産調査についても同様に調査権を有している。

一方で、非強制徴収公債権及び私債権については、財産調査の権限は有していないが、一般の債権と同様に裁判所の関与のもと強制執行を行うこと

になる。

#### 4 消滅時効

公債権の場合は、地方自治法第236条の規定により、消滅時効期間は5年（後期高齢者医療保険料は2年）であり、経過後に消滅する。

一方で、私債権は、民法の規定により債権ごとに時効期間は異なり、債務者が「時効の援用」することで債権が消滅することになる。

地方自治法 <公債権>

第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律の定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。

民法 <私債権>

第145条（時効の援用）

時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判することができない。

第166条（債権等の消滅時効）

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

※改正（令和2年4月）前の民法第169条～174条において、債権の短期消滅時効の規定（1年～3年）あり。

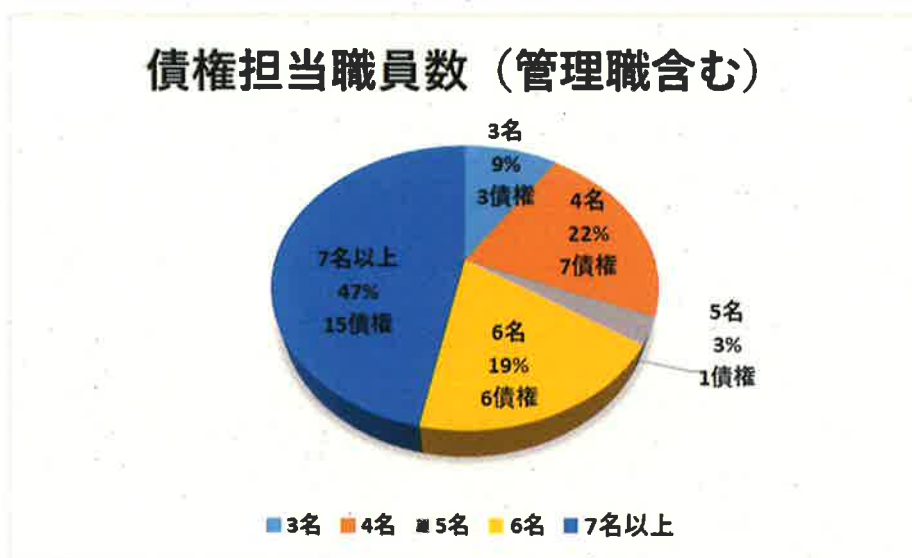
## XI 監査の結果

監査を実施した結果、現状及び課題等については、以下のとおりである。

### 1 債権管理体制について（p17：定期監査回答一覧参照）

各所管課における債権の管理体制については、収納推進課が所管する市税等のほか、保護課、財産管理課、水道課以外で所管する債権については、管理職を含む6名以下（53%）の人員体制となっている。

特に3名体制（9%）の所管課の中で、臨時的な債権に実質的に対応する人員は担当者1名であり、滞納整理が遅延しているケースが見受けられた。



### 2 滞納整理について

#### (1) 債権管理システムについて（p17：定期監査回答一覧参照）

共有システムについては、平成26年度に市単独の基幹システムを構築する際に導入されたものであるが、市税債権以外にも権限を持たせることで庁内ネットワークにより活用できるシステムとなっている。

しかしながら、それぞれ独自の管理システムを有していたことや、少額債権では、改めて共有システムをカスタマイズする費用対効果のメリットが見出せないなどの理由等により、活用しているのは4課9債権（28%）にとどまっている。

昨年、雲仙市債権管理条例が施行され、ようやく市の債権管理についてその事務手続きが共有化されつつあるが、滞納処分・強制徴収等については、引き続き収納推進課との連携が必要の中、同様のシステムを共有する

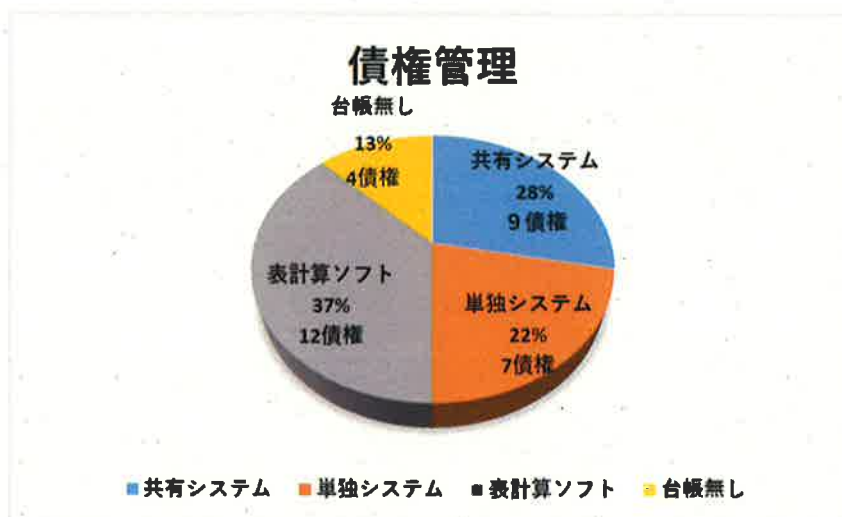
ことで、より効率的な債権管理が図られるものと考える。

## (2) 債権管理台帳の整備について (p17: 定期監査回答一覧参照)

債権管理条例において債権を適正に管理するため、台帳を整備するものと規定されている。ほとんどの債権において、共有の債権管理システム9債権(28%)や単独システム7債権(22%)及び表計算ソフト12債権(37%)などにより管理されているが、全く台帳管理を行っていないものが4債権(13%)あった。

共有システム以外では督促状の発送期日や催告書の発行期日等の記載する項目や債務者との詳細な交渉内容を記録する項目がなく、時効管理を行う上でも、雲仙市債権管理規則で規定されている記載事項を記録すべきである。

また、収納推進課が管理している共有の債権管理システムを参考に、管理体制の誰が見ても分かるような交渉履歴を記録すべきであり、当該システムでの管理情報等を参考にする必要がある。



## (3) 税外収入金徴収職員証の携帯について

債権管理規則第7条において、徴収職員は、公課の滞納処分等に関する調査のための質問、検査若しくは搜索の職務を行うときは、税外職員収入金徴収職員証を携帯することを規定されているが、税外収入債権の所管課のうち、発行・活用の実績はなかった。

## 3 督促について (p17: 定期監査回答一覧参照)

督促状については、債権管理条例第8条及び同管理規則第3条の規定により、市の債権について履行期限まで履行しないものがあるときは、債権

の履行期限後20日以内に督促を行うものと規定されているが、32債権中15債権（53%）において、督促状を発せず催告のみ実施しているものや履行期限後5ヶ月経過後に督促状を発し、積極的な納付交渉を怠っている事案も見受けられた。

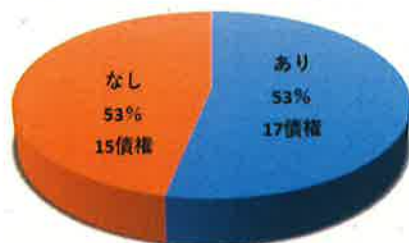
この督促行為は、時効の進行を中断するものであり、時機を逸した督促はその効果に疑義が生じる可能性もあり、定められた期限内に適切に督促を行う必要がある。

また、督促手数料については、地方自治法及び雲仙市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行に関する条例（以下「税外収入金督促・延滞金条例」という。）により規定されているが、公債権で督促料を徴収している債権は税等を含め22債権中8件（36%）であった。

昨今、市民の納付環境の利便性を考慮し、コンビニ収納やクレジットカード収納など様々な収納機会が拡充されている中で、督促手数料の取り扱いは足かせになっているという理由で、一部の自治体では徴収廃止も検討されているとのことである。

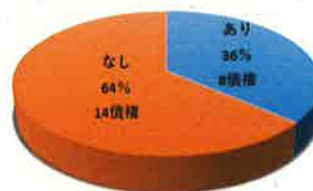
しかしながら、本市においては条例で規定している以上、公債権においては、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則徴収すべきものであり、費用対効果等のバランスを勘案しながら、統一的な取り扱いについて調整を図る必要がある。

督促状の発送（20日以内）



■あり ■なし

公債権の中で督促手数料の徴収



■あり ■なし

#### 4 延滞金及び遅延損害金について（p17：定期監査回答一覧参照）

延滞金については、市税及び強制徴収公債権、非強制徴収公債権において、地方税法、地方自治法及び税外収入金督促・延滞金条例により規定されている。また、私債権においても、条例に定めがあれば、遅延損害金として徴収することができるかとされている。

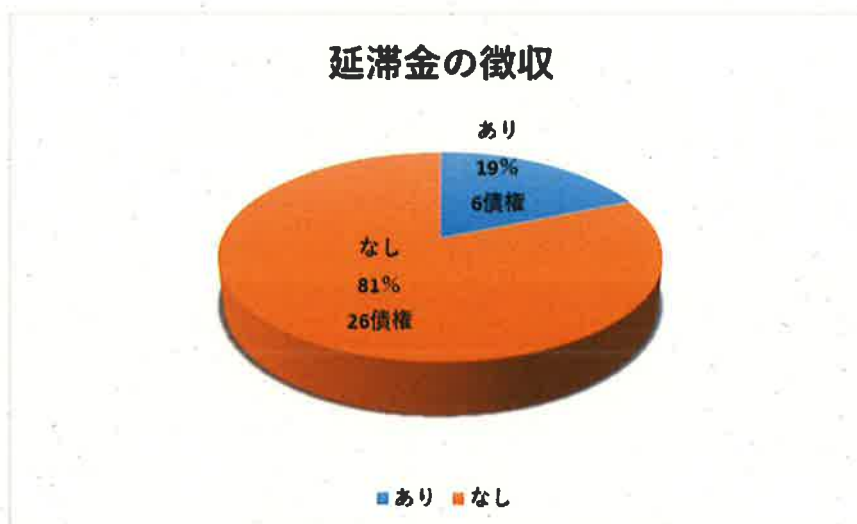
しかしながら、今回の調査において、私債権はもとより市税以外の強制徴収公債権や非強制徴収公債権においては、税外収入金に係る督促・延滞金条例で規定されているにもかかわらず、26債権（81%）においては延滞金を徴収されていなかった。

延滞金未徴収の理由としては、福祉的な観点から配慮を要するとの理由や自主納付を促すため、また延滞金計算についてシステムが対応していないなどの理由のほか、県内他市において未徴収であるなどを理由とするものがあつた。

延滞金の減免については、税外収入金督促・延滞金条例第4条に規定されており、一定の要件に該当する場合は、申請により減免ができるとされている。

延滞金の徴収において、市税外公債権については徴収されていないが、納期限内に納めた人との負担の公平性を保つ上でも、条例に則つた適切な取り扱いが必要である。

また、私債権については、徴収すべき規定を設けていないが、民法により条例に定めることで、遅延損害金を徴収することが可能であり、公債権同様負担の公平性の観点から、条例規定について検討されたい。



## 5 不納欠損について

雲仙市会計規則において、「毎年度末においてすでに調定した歳入について、その徴収の権利が消滅しているものがあるときは、これを不納欠損金として処理しなければならない。」と規定されている。

公債権については、時効が直ちに債権消滅となるため、時効の中断がない限り会計規則に基づき不納欠損処理をしなければならないが、公債権の中で、既に時効が経過し、本来不納欠損処理をすべきと判断が疑わしき債権も見受けられた。

私債権については、時効の援用がない限り時効で債権が消滅することはなく、回収不能な債権については、債権管理条例の規定に基づき債権を放棄することになる。

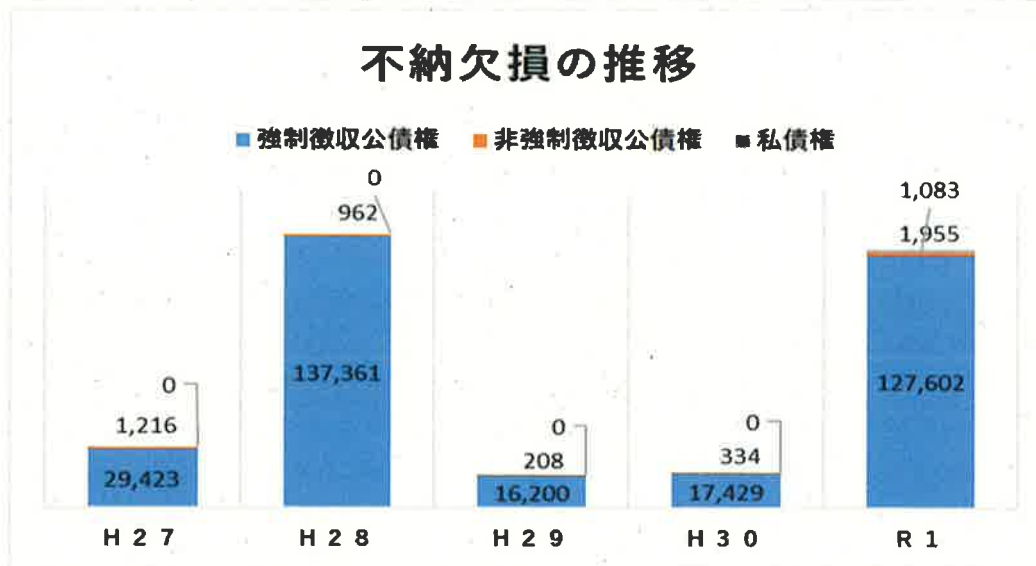
共有システムで管理されている債権以外は、債権管理台帳の中で、時効管理が明確に表示されておらず、債権管理規則に基づいた適切な滞納整理の記録が必要である。

また、不納欠損処理を行う場合は、市民のコンセンサスを得られるためにも、適切な時効管理のもと債権回収のため最大限取り組んだ経過が重要であり、最終的に債務者の資力や財産、生活状況等を客観的に見極めた上で行うべきものである。

不納欠損額の推移

(単位：千円)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
強制徴収公債権	29,423	137,361	16,200	17,429	127,602
非強制徴収公債権	1,216	962	208	334	1,955
私債権	0	0	0	0	1,083



## **XII まとめ**

令和元年度における本市の一般会計、特別会計及び水道事業会計において、国庫支出金及び県支出金を除いた収入未済額は、524,789千円となっており、対前年比で26%の大幅な縮減となった。

各債権所管課においては、収入未済を発生させないため、様々な取り組みがなされており、また昨年債権管理条例が施行されたことにより、債権の適正管理意識が共有されつつある。

しかしながら、今回対象となった収入未済額における債権管理事務において、一部職員の認識不足による不適切な納付交渉や督促遅延が見受けられており、今後適正な債権管理を図るうえで、下記事項の徹底を要望する。

### **<要望事項>**

#### **(1) 管理体制の効率化**

各所管部局において、債権に係る管理体制の人員強化については厳しい状況を理解するが、今後効率的な管理体制を目指していく中で、業務の部分的なアウトソーシング等について検討されたい。

#### **(2) 管理台帳の適正管理**

債権管理規則第2条に規定された記載事項の中で、共有システム以外での債権管理において、基本的な事項は記載されていたものの、督促状の発送状況や時効管理に関する情報の記載が不十分であった。

債権管理台帳に不備があると、時効管理の誤りや支払督促等の法的措置を取る際の根拠不足となり得るため、適正な台帳管理に努められたい。

#### **(3) 適切な債権の督促**

一部の非強制徴収公債権及び私債権において、20日を過ぎた督促や督促を行わず催告のみの滞納整理が見受けられた。

債権管理条例第8条及び規則第3条に基づく督促は、原則として履行期限後20日以内に行うものと規定されており、適正な時効管理にも影響するもので、併せて公債権にあつては、納期限内に納めた人との公平性を保つ上でも、条例に基づき督促手数料を徴収すべきである。

#### (4) 延滞金の適正な取扱い

延滞金について、市税以外は徴収されていない。各債権における債務者は資力が乏しい場合が多く、延滞金の徴収が困難な状況はあると思われるが、納期限内に納めた人との公平性を保つ上でも、現行条例に基づき徴収しなければならないものとする。

また、やむを得ず減免を行う場合は、条例の減免規定に基づいた適正な措置を取るべきである。

#### (5) 迅速な強制執行等

非強制徴収公債権や私債権においては、自力執行権がないため滞納整理が後手に回っており、徴収努力を尽くしても回収に至らない案件については、最大限の努力をした上で債権管理条例に基づき、時機を逃さない迅速な強制執行手続きを行うべきである。

#### (6) 税外収入金徴収職員証の活用

税外債権の所管課において、債権管理規則による任意規定ではあるが当該職員証の発行活用の実績はなかった。

しかしながら、本証は徴収職員の身分を証明するものであり、訪問相談時はもとより、滞納処分時の携帯について適正に取り扱われたい。

#### (7) 全庁的な債権管理の研修

債権担当においては、法的知識や執行方法、滞納者との折衝方法など様々な知識やスキルが求められる。

そのためにも、各債権所管課間の横断的な研修が必要であり、共有の債権管理マニュアル等に基づき、収納推進課のリーダーシップのもと、収納率の向上並びに債権回収の徹底について、全庁的に取り組まれない。

## 監查資料

### 「債權管理調查一覽表」

# 定期監査回答一覧

調査項目		債権分類	所管課	体制人員 (管理職含む)	債権管理 システム	滞納整理 マニュアル	債権管理 台帳	督促状 発送	督促 手数料	延滞金等	時効
1	市民税	地方税	収納推進課	10	◎	○	○	20日以内	○	○	5
2	固定資産税	地方税	収納推進課	10	◎	○	○	20日以内	○	○	5
3	軽自動車税	地方税	収納推進課	10	◎	○	○	20日以内	○	○	5
4	国民健康保険税	地方税	収納推進課	10	◎	○	○	20日以内	○	○	5
5	入湯税	地方税	収納推進課	10	×	○	○	20日以内	○	○	5
6	後期高齢者医療保険料	地方税	収納推進課 (総合窓口課)	10	◎	○	○	20日以内	○	○	2
7	保育所等保護者負担金	強制 公債権	子ども支援 課	7	◎	○	△	20日以内	○	×	5
8	農業集落排水分担金	強制 公債権	下水道課	6	×	○	△	—	—	—	5
9	下水道使用料	強制 公債権	下水道課	6	○	○	△	20日以内	—	—	5
10	生活保護費返還金(78条徴収金)	強制 公債権	保護課	10	○	○	○	20日以内	×	×	5
11	老人ホーム入所者負担金	非強制 公債権	福祉課	4	×	×	△	△	×	×	5
12	生活支援ハウス入所者負担金	非強制 公債権	福祉課	4	×	×	△	△	×	×	5
13	障害者自立支援給付費返還金、 督促手数料	非強制 公債権	福祉課	4	×	×	×	△	○	×	5
14	福祉医療費過払返還金	非強制 公債権	子ども支援 課	7	×	○	△	△	×	×	5
15	児童扶養手当過払返還金	非強制 公債権	子ども支援 課	7	×	○	△	△	×	×	5
16	児童手当過払返還金	非強制 公債権	子ども支援 課	7	×	○	△	△	×	×	5
17	生活保護費返還金(63条返還金)	非強制 公債権	保護課	10	○	○	○	20日以内	×	×	5
18	国民健康保険一般被保険者返 納金	非強制 公債権	総合窓口課	5	×	×	△	△	×	×	5
19	農業集落排水使用料	非強制 公債権	下水道課	6	○	○	△	20日以内	—	—	5
20	小規模集合配水使用料	非強制 公債権	下水道課	6	○	○	△	20日以内	—	—	5
21	浄化槽使用料	非強制 公債権	下水道課	6	○	○	△	20日以内	—	—	5
22	災害援護資金貸付金元利収入	私債権	福祉課	4	×	○	△	△	—	—	10
23	住宅使用料	私債権	建築課	4	◎	○	○	20日以内	—	—	5
24	駐車場使用料	私債権	建築課	4	◎	○	○	20日以内	—	—	5
25	市営住宅共益費	私債権	建築課	4	◎	○	○	20日以内	—	—	5
26	市有地貸付収入	私債権	財産管理課	7	×	×	×	△	—	—	5
27	市有建物貸付収入	私債権	財産管理課	7	×	×	×	△	—	—	5
28	バスターミナル分雑入	私債権	財産管理課	7	×	×	×	△	—	—	2
29	漁業就業者確保育成対策事業 費補助金返還金	私債権	農漁村整備 課	3	×	○	△	△	—	—	10
30	給食費保護者負担金	私債権	学校教育課	3	×	×	△	△	—	—	2
31	就学援助費返還金	私債権	学校教育課	3	×	×	△	△	—	—	10
32	水道使用料	私債権	水道課	8	○	×	△	20日以内	—	—	2

※債権管理システム欄：「◎」は共有システム、「○」は単独システム、「×」はシステムなし。  
 ※管理台帳欄：「△」は記載事項の不備あり、「×」は台帳なし。  
 ※督促状発送欄：「20日以内」は期限内発送、「△」は期限を設けていない又は催告のみ。  
 ※督促手数料欄：「○」は徴収、「×」は未徴収、「—」は規定なし。  
 ※延滞金等欄：「○」は徴収、「×」は未徴収、「—」は規定なし。